信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会(第3回)議事要旨

1 日時

平成19年4月9日(月)16:00~18:00

2 場所

総務省 9階 901会議室

- 3 出席者
 - (1) 構成員(敬称略)

藤原座長、井手構成員、大谷構成員、清野構成員、藤谷構成員、三村構成員、山下 構成員

(2) 総務省

須田郵政行政局長、原口郵政行政局総務課長、杉山信書便事業課長、中野信書便事業 課調査官、吉田信書便事業課課長補佐

4 議題

- (1)信書便事業者における個人情報保護の取組に関する調査結果について(構成員限り)
- (2) 利用者の意見等について
- (3)諸外国の動向について
- (4) 個人情報と「信書の秘密」の保護について
- (5) ガイドライン策定に向けた基本的な考え方について
- (6) その他

5 主な議論

【利用者の意見等について】

- 資料3、4、5について事務局より説明。
- 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。
 - 資料3の利用者の意見について、事業分野に応じてガイドラインの内容が異なるのはやむを得ないとしても可能な部分は統一してほしいという点については、信書便事業のガイドライン策定に当たっても留意して調整を進める必要があるのではないか。

【諸外国の動向について】

- 資料6-1について事務局より、資料6-2について藤原座長よりそれぞれ説明。
- 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。
 - ・ 諸外国と日本とでは個人情報保護法の適用に関して、どのような論点が議論されているのか。例えば、小規模事業者の取扱い等について、どのような議論が行われているのか。

【個人情報と「信書の秘密」の保護について】

○ 資料7について事務局より説明。

- 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。
 - 例えば、信書の(組織名の)宛名に(個人名の)判子を押すと個人情報になり、 本ガイドラインの対象になる。そのようなちょっとした差で対象になってくるということか。
 - ・ 「信書の秘密」と個人情報の関係については、基本的には、電気通信の場合と同様に考えられると思われる。例えば、特定の信書に書かれている住所と、それとは別のお得意様リストが別にあったとすれば、後者は「信書の秘密」という枠ではなかなか保護しがたいと思われる。そのような関係をできるだけ分かりやすく示していくのがこのガイドラインの役割なのではないか。ただし、境界領域もたくさんあると思われる。

【ガイドライン策定に向けた基本的考え方について】

- 〇 資料8について事務局より説明。
- 質疑応答における構成員からの主な発言の内容は以下のとおり。
 - ・ 自治体が業務委託をしている信書便事業者も数多くある中で、自治体の個人情報 保護条例上は、再委託を禁止していない場合もある。信書便事業では再委託を禁止 していることを注意喚起という意味合いで明らかにした方がよい。
 - ・ 先般のヒアリングの意見を踏まえ、本年3月30日に改訂された経済産業省のガイドラインにおける過剰反応、対外公表や当局あて報告に関する基準など、参考にできる点があるのではないか。
 - 小規模事業者については努力義務として適用すべきではないか。
 - 事業者だけではなく、利用者の視点、わかりやすさの視点を入れるべき。
- 資料8については、構成員の意見等を踏まえて修正したものを、次回会合において 事務局から再度提示することになった。

【その他】

・次回会合は5月中旬に開催予定。